

令和4年（ネ）4774号 損害賠償請求控訴事件

控訴人（閲覧制限のため省略）

被控訴人 学校法人東京医科大学

2022（令和4）年11月16日

5

控訴理由書

東京高等裁判所 第24民事部 御中

控訴人ら代理人弁護士櫻町直樹 ほか



【目次】

第1 原判決の誤り：事実認定について...2頁

- 10 1 控訴人3が本件大学を受験していること...2頁
- 2 本件属性調整自体を「不法行為」と認定すべきであること...2頁
- 3 控訴人9、同14、及び同15の受けた損害について...5頁

第2 原判決の誤り：法的評価について...7頁

- 15 1 受験慰謝料の額が低額であること...7頁
- 2 「是正措置」は考慮要素とすべきでないこと...11頁
- 3 不合格慰謝料の額が著しく低額であること...12頁

第3 結論...17頁

20 控訴人らは、控訴の理由について以下のとおり主張する。なお、控訴人ら
らを個々に示す場合は、以下のとおり番号で表記する（括弧書きは原審に
おける原告番号であるところ、控訴人番号との対応を示すために記載した
ものであり、本文中では原則として省略する。）。

控訴人1（原告1） 控訴人2（原告4）

控訴人3（原告6） 控訴人4（原告11）

25 控訴人5（原告12） 控訴人6（原告15）

控訴人 7 (原告 1 6) 控訴人 8 (原告 2 1)

控訴人 9 (原告 2 2) 控訴人 1 0 (原告 2 4)

控訴人 1 1 (原告 2 8) 控訴人 1 2 (原告 2 9)

控訴人 1 3 (原告 3 2) 控訴人 1 4 (原告 3 3)

5 控訴人 1 5 (原告 3 6) 控訴人 1 6 (原告 3 9)

第 1 原判決の誤り：事実認定について

1 控訴人 3 が本件大学を受験していること

(1) 原判決は、控訴人 3 につき本件大学の平成 2 4 年度一般入試を受験したとの主張を認めなかった (8 頁)。

10 (2) しかしながら、甲第 6 2 号証受験票のとおり、控訴人 3 は本件大学の平成 2 5 年度一般入試を受験している。

(3) したがって、原判決の認定・判断は是正されるべきである。

(4) なお、受験年度については平成 2 4 年度を前提としていたが、控訴人 3 の記憶違いであり実際には受験票記載のとおり「平成 2 5 年度」
15 であったので、控訴状別紙請求額一覧表記載の遅延損害金起算日を「平成 2 5 年 4 月 1 日」に改める (なお、控訴人 5 は請求の拡張を行っており請求総額が変更となるため、控訴理由書に変更後の請求額一覧を添付する。参照の便宜のため変更部分を赤字とした。)

2 本件属性調整自体を「不法行為」と認定すべきであること

20 (1) 原判決は、学校法人たる被控訴人が負う法的義務として、「被告は、私立学校法 3 条の定める学校法人であるところ、本件大学は、学校法人によって設置された私立学校 (私立学校法 2 条 1 項及び 3 項、学校教育法 1 条、2 条 1 項) に当たり、「法律に定める学校」(教育基本法 6 条 1 項) として公の性質を有するものと認められるから、被告は、
25 本件大学の医学部医学科の入学者の選抜に当たっても、憲法並びに教育基本法及び学校教育法を始めとする 公法上の諸規定の趣旨を尊重す

る義務を負うものと解される」(8頁。下線は強調のため代理人が付した。以下同じ。)とした。

(2) その上で、「二次試験において実施した小論文試験の点数について、受験者の性別及び高校卒業年からの経過年数といった属性に応じ、一部の男性受験者だけに加点をするなどして当該受験者の成績順位を高める等」の「本件属性調整¹」につき、「性別という自らの努力や意思によっては変えることのできない属性を理由として、女性の受験者を一律に不利益に扱うものであって、性別による不合理な差別的取扱いを禁止した教育基本法4条1項及び憲法14条1項の趣旨に反するものというべきであるから、「公正かつ妥当な方法」(大学設置基準2条の2)による入学者の選抜とはいえない」(8～9頁)と認定・判断した。

(3) 以上の前提に基づき、原判決は「被告は、平成18年から平成30年までの本件大学の医学部医学科の学生募集要項等において、本件大学の医学部医学科の一般入試及びセンター利用入試における入学者の選抜において本件属性調整を行っていたことを公表していなかったことが認められるところ、本件大学の一般入試及びセンター利用入試を受験した原告らにとって、入学者の選抜が公平かつ妥当な方法によって行われているか否かは重大な関心事項というべきであり、被告が憲

¹ 原判決は属性調整につき「本件第三者委員会の調査の結果、被告が、平成25年度から平成30年度までの本件大学の医学部医学科の一般入試及びセンター利用入試のそれぞれの二次試験において実施した小論文試験の全受験者の小論文の得点を一律に減じた上で、男性受験者のうち、現役生及び高等学校の卒業からの経過年数が2年(年度によっては3年)以内の者に対しては、高等学校卒業からの経過年数に応じ、年数が少ないほど高得点になるように傾斜をつけて一律に加点をした一方、その余の男性受験者及び女性受験者に対しては加点をしないという調整を行っており、遅くとも平成18年度以降、上記小論文試験の点数について、受験者の性別及び高等学校の卒業からの経過年数といった属性に応じ、一部の男性受験者だけに加点をするなどして当該受験者の成績順位を高める等の措置(以下「本件属性調整」という。)を行っていたことが判明した(甲2の1、3の1、甲4。)」と認定している(4～5頁)。

法並びに教育基本法及び学校教育法を始めとする公法上の諸規定の趣旨を尊重する義務を負い、「公正かつ妥当な方法」（大学設置基準 2 条の 2）により入学者の選抜を行うべき立場にあることに照ら」（9 頁）せば、「本件属性調整を行っていることを公表することなく、原告らに本件大学の医学部医学科の一般入試及びセンター利用入試を受験させた被告の行為は、少なくとも本件大学の医学部医学科の一般入試及びセンター利用入試を受験した原告らが自らの意思によって受験校を選択する自由を侵害するものとして、原告らに対する不法行為に該当するものと認めるのが相当である（以下、被告の上記行為を「本件不法行為」という。）。」とした（9～10 頁）。

(4) 以上のとおり、原判決は「本件属性調整を行っていることを公表することなく、原告らに本件大学の医学部医学科の一般入試及びセンター利用入試を受験させた被告の行為」が、不法行為にあたると認定・判断している。

(5) しかしながら、本件大学が実施した入試の一次試験に合格し、二次試験を受験した控訴人ら（控訴人 5、同 9、同 14、及び同 15。以下総称する場合は「二次受験控訴人ら」という。）は、二次試験での小論文得点を本件属性調整によって操作（改ざん）され、その結果、本来は合格判定を受けるべきであったにもかかわらず、不合格との判定を受けたものである²。

(6) すなわち、本件属性調整は、二次受験控訴人らの「本件大学に入学

² 原判決は「原告 22、33 及び 36 は、本件第三者委員会が作成した平成 30 年度の新合格者選定名簿において、当時繰上合格となった最低順位よりも上位であった者であり、本来であれば合格と判定されるべきところを本件属性調整によって不合格と判断された者であることが認められる。」と認定している（20 頁）。なお、控訴人 5 は原審においては不合格慰謝料等を請求しておらず、控訴審において令和 4 年 11 月 15 日付訴えの変更申立書により、請求を拡張して不合格慰謝料等の支払いを求めているものである。

できる資格・地位を侵害した」ものであるから、同人らとの関係では本件属性調整自体が不法行為にあたるというべきである。

(7) なお、一次試験不合格となった控訴人らは、確かに直接には、本件属性調整による得点操作（改ざん）の影響を受けてはいない。

5 (8) しかしながら、同人らは、「公正かつ妥当な方法」ではない選抜を前提とする本件大学の入試をそれと知らずに受験「させられて」おり、一次試験受験の時点で既に、本件大学に入学できる資格・地位を侵害「され得る危険」が生じていたといえる。

10 (9) したがって、一次試験不合格となった控訴人らとの関係でも、本件属性調整自体が不法行為にあたるというべきである。

3 控訴人 9、同 1 4、及び同 1 5 の受けた損害について

(1) 控訴人 9、同 1 4、及び同 1 5 は、損害として不合格慰謝料（共通）、納付金差額（控訴人 9）、逸失利益及び予備校費用（控訴人 1 5）を請求していた。

15 (2) これらの請求につき、原判決は不合格慰謝料については認めたものの、その余については、二次受験控訴人らが「本件属性調整を行っていることを認識していれば、本件大学の医学部医学科の入学試験を受験することはなかった」との判断を前提に、①「実際に入学した大学への進学・在籍に要する費用との差額に相当する損害を被ったものとは認められない」（納付金差額）、②「平成 3 0 年に本件大学の医学部医学科に入学し、現在より 1 年早く医学部を卒業して医師として稼働することを前提として、1 年分の医師収入に相当する損害を被ったものとは認められない」（逸失利益）、③「平成 3 0 年に本件大学の医学部医学科に入学していたことを前提に、平成 3 0 年 4 月から平成 3 1 年 3 月までの予備校費用相当額の損害を被ったものとは認められない」（予備校費用）と、損害の発生をそれぞれ否定した（1 8～1 9 頁）。

20

25

- (3)「本件属性調整を行っていることを認識していれば」と判示されていることからすれば、原判決は「本件属性調整が事前に公表された上での入試実施」という状況を前提にしているものと思われる。
- 5 (4)しかしながら、本件属性調整は性別による不合理な差別的取扱いを禁止した教育基本法4条1項及び憲法14条1項の趣旨に反するものであり、公正かつ妥当な方法による入学者の選抜とはいえない以上、そのような原告らにとってのみならず、得点調整がされることが分か
- 10 っていて本件大学を受験する者がいるとは想定し難く、「本件属性調整の実施を前提とし、かつ、それが公表された形での入試」は、そもそもあり得ないというべきである。
- (5)ここで、不法行為によって生じた損害の定義につき、最判昭和39年1月28日民集18巻1号136頁は「民法上のいわゆる損害とは、一口に云えば侵害行為がなかつたならば惹起しなかつたであろう状態（原状）を（a）とし、侵害行為によつて惹起されているところの現実の状態（現状）を（b）とし $a - b = x$ そのxを金銭で評価したものが損害である。」と判示している。
- 15 (6)この判示に照らせば、二次試験を受験し本件属性調整によって小論文の得点を操作（減点）され、結果として不合格となった控訴人9、同14、及び同15にとって、「侵害行為がなかつたならば惹起しなかつたであろう状態」とは、本件属性調整が行われない形での入学者選抜であり、具体的には、被控訴人が設置した第三者委員会が本件属性調整による影響を排除して作成した「新合格者選定名簿」を前提とした合否判定がなされる（そして、控訴人9、同14、及び同15は合格の判定を受けた。）という状態である。
- 20 (7)しかるに、原判決は、「本件属性調整を行っていることを公表することなく、原告らに本件大学の医学部医学科の一般入試及びセンター利用

入試を受験させた被告の行為」を不法行為と捉えたために、「侵害行為がなかつたならば惹起しなかつたであろう状態」につき、本件属性調整が公表され、受験生が本件属性調整を認識した上での入試、という誤った状態を前提にしたものというべきである。

- 5 (8) 以上のとおりであるから、控訴人 9、同 14、及び同 15 が損害として請求している不合格慰謝料（共通）のほか、納付金差額（控訴人 9）、逸失利益及び予備校費用（控訴人 15）は被控訴人の不法行為によって生じた損害であって、原判決は是正されるべきである。

第 2 原判決の誤り：法的評価について

10 1 受験慰謝料の額が低額であること

- (1) 受験慰謝料につき、原判決は「原告らが自らの意思によって受験校を選択する自由を侵害されるとともに、本件大学の医学部医学科の入学試験の受験に代えて他の医科大学又は他の大学の医学部の入学試験を受験する機会を喪失させられ、又は制約されるなどして同人らの進路の決定に影響を及ぼしたものであり、原告らが被った精神的苦痛は、
15 本件属性調整により合否に影響を受けたか否かにかかわらず、必ずしも小さなものとはいえない。」とした上で、「平成 31 年度の本件大学の医学部医学科の入学試験において、一律に本件属性調整を行うためのシステムを廃止するなどの是正措置を講じたこと」等を考慮し、本
20 件における一切の事情からすれば、受験 1 年度あたりの慰謝料は 20 万円が相当であると判断した（20 頁）。

- (2) しかしながら、本件属性調整の本質は「女性差別」であり、控訴人らは、単に「受験校を選択する自由を侵害されるとともに、本件大学の医学部医学科の入学試験の受験に代えて他の医科大学又は他の大学の医学部の入学試験を受験する機会を喪失させられ、又は制約」され
25 たにとどまらないというべきである。

(3) 本件属性調整は、教育基本法4条1項「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」、男女共同参画社会基本法3条「男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること」に反するものである。

(4) 控訴人らは、被控訴人の出願者募集に応じた時点(甲13〔手続④〕)で、本件属性調整を前提とする被控訴人の差別的な入学試験実施体制に組み込まれ、教育における平等権、具体的には、男性と同一の入学試験を受ける権利、性差別的な意図によって設計された入学試験を受けさせられない権利ないし利益を侵害されたというべきである。

(5) また、受験生は、入学試験が公正かつ妥当な方法で行われることの期待をもって受験するものであるところ、本件属性調整を前提とする被控訴人の入学試験は、この期待を侵害するものである。

(6) この点につき、消費者機構日本が被控訴人を相手方として入学検定料等の返還義務があることの確認を求めた東京地判令和2年3月6日において、裁判所は「出願者は、試験が公正かつ妥当な方法で行われることの期待、すなわち、事前に学生募集要項やアドミッション・ポリシー等で説明されていない以上は、性別、年齢、社会的身分等によって一律に不利益に扱われることはないとの期待を有しており、同期待は単なる事実上の期待にとどまらず、前記アで述べた出願者と大学との間の法律関係の前提となり、法的保護に値するものと評価できると判示している(甲35〔31頁〕)。

(7) 「出願者は」という主語が用いられているとおり、上記判決においては、一次試験において不合格になった受験生についても「試験が公

正かつ妥当な方法で行われることの期待」が侵害されたとの認定がなされている。

(8) ゆえに、一次試験の合否によらず、控訴人らは「試験が公正かつ妥当な方法で行われることの期待」が侵害されたというべきである。

5 (9) 本件属性調整という女性差別を内包した入試を（それと知らずに）受験させられたことによって、控訴人らは本件大学の受験に費やしてきた時間や努力を全て否定されたに等しいものであり、20万円という慰謝料は原告らの精神的苦痛に対する評価として著しく低廉と言わざるを得ない。

10 (10) なお、仮に、原判決が判示したように、被控訴人が本件属性調整を秘して受験させたことにつき、（控訴人らが）「自らの意思によって受験校を選択する自由を侵害」するものと捉えた場合であっても、大学入試、ことに「医学部」という医師になるために必須の高等教育課程として職業選択に直結する、まさに「人生の進路選択において極めて
15 重要な意味を持つ選択」を行なうという場面において、その選択の自由が侵害された精神的苦痛に対する評価としても、20万円という金額は低廉に過ぎるといふべきである。

(11) 付言すれば、本件訴訟を提起・追行するにあたって、いわゆる「クラウドファンディング」が実施されているところ、416人から74
20 0万円にも及ぶ資金援助があり³、援助した支援者から
・「私には2歳の娘がいます。娘の未来のためにも、女性の夢や希望を打ち砕く入試差別との闘いを支援させていただきたいと思います。応援しております！」

³ クラウドファンディング・レディーフォーサイト内「医学部入試における女性差別を認めない。弁護団活動にご支援を。」<https://readyfor.jp/projects/lawyers>（甲63の1）

・「ニュースを見るたびに心が痛みます。大切なチャンスを不当な差別によってふいにされるなどあってはならないと思います」

5 ・「昨日順天堂の会見がありました。絶望して腐るだけではダメなのでささやかですが何かしたと思えるように小さな事から始めたいと思います。信じがたい常態化した差別からこれからの女の子を救えるように活動を応援させて下さい。」

・「[女性]であることを理由にこのような差別が当たり前のように行われていたことに怒っています。今を生きる人、未来の人達のためにも二度とこのような差別がない社会が実現するよう頑張ってください。」

10 ・「受験の場で公然と差別がまかり通っていることが我慢なりません。医師を目指す優秀な女子学生が能力を遺憾なく発揮できる社会になることを望みます。」

15 ・「頑張った人たちが、頑張っている人たちが、どうか報われますように。女性であるということが、人生の困難を招くことがなくなりますように。これから生まれてくる女性たちの、男性たちの、本当の平等へ向けて。歩みが止まりませんように。微々たるものですが、わたしにできる限りの応援をします。」

20 というように、本件大学の入試において長年に渡って継続されてきた本件属性調整及びそれによる女性差別を厳しく非難する声が多く寄せられた（甲63の2）。

(12) また、本件同様、入試における女性差別が争われた学校法人順天堂に対する損害賠償請求訴訟では、受験慰謝料として30万円が認定されたが、神戸新聞社説は「判決には疑問点も残る。慰謝料は、受験1回当たり30万円にとどまった。大学側が19年度入試から改善措置を講じた点を評価したが、是正は行ってしかるべきものだ。原告側弁護団が「(額が)少なすぎる。日本の司法は女性差別に鈍感だ」と批判

したのは理解できる。」として金額の低さを批判している（甲64）。

5 (13) 不法行為の違法性の評価・不法行為による損害賠償額の評価のあり方に関しては、裁判所が諸事情を総合的に考慮する際、その時点における（不法行為と認定された行為への）社会通念上の評価も、重要な考慮要素になるというべきである。

(14) 本件についてみれば、公正・公平であるべき入試の合否判定において、長年に渡って性別に基づく差別がなされていたことに対する社会的衝撃と、そのような差別を行ってきた大学への社会的非難は峻烈であり、重大な社会問題と化したことも適切に考慮すべきである。

10 (15) そして、不法行為によって損害・被害を受けた控訴人らには何ら落ち度がないのに対し、被控訴人は、長年に渡って故意に本件属性調整を秘密裏に継続実施してきたものであり、文部科学省局長による汚職事件に対する捜査からの発覚という外部からの偶然的端緒がなければ、漫然と今に至るまでも本件属性調整がなされていたであろうことは確
15 実である。

(16) 発覚した後も、被控訴人は一定の範囲で事実を認めたに過ぎず、このような態度も控訴人らの精神的苦痛を増大させた事情として斟酌されるべきである。

20 (17) さらには、大学入試における本件属性調整のような性差別を根絶し、今後の再発を防止するという観点からも、社会通念上、相当な額の賠償が命じられなければならないが、原判決の認定した受験慰謝料の額は到底、「相当な額」に達しておらず著しく不十分というべきである。

2 「是正措置」は考慮要素とすべきでないこと

25 (1) 受験慰謝料の額を算定するにあたって、原判決は「被告が、平成31年度の本件大学の医学部医学科の入学試験において、一律に本件属性調整を行うためのシステムを廃止するなどの是正措置を講じたこと」

(20頁)を考慮要素としている。

(2) このように、被控訴人が是正措置を講じたことについて原判決が考慮要素として個別に挙げたということは、原判決は当該是正措置を行為者である被控訴人に有利な要素（つまり、減額要素）として位置づ

5

(3) しかしながら、被控訴人は、偶然的端緒によって発覚するまで、長年にわたって意図的かつ故意に本件属性調整を行ない、入試において女子受験生（や多浪生）を不利益に取り扱ってきたものであり、その行為態様自体が悪質であり、不利な事情として考慮されるべきである。

(4) 原判決も、本件属性調整について「性別による不合理な差別的取扱いを禁止した教育基本法4条1項及び憲法14条1項の趣旨に反する」ものであって、「公正かつ妥当な方法」（大学設置基準2条の2）による入学者の選抜とはいえない」としているように、本件属性調整を前提とした入試は、そもそも許容される余地がないのであるから、被控

15

訴人が是正措置を講じることは当然であり、慰謝料算定にあたって被控訴人に有利な要素として評価されるべきものではない。

(5) まして、是正措置は「将来の受験生のために」講じられるものであり、既に受験を終えた控訴人らにとっては何ら「救済」にならないのであるから、被控訴人に有利な要素として考慮することは、「損害の公平な分担」という不法行為制度の趣旨からして、認められるべきものではない。

20

3 不合格慰謝料の額が著しく低額であること

(1) 原判決は、本件属性調整によって（本来ならば合格と判定されるべき）控訴人らが不合格とされたことにつき、「自らの意思によって受験校を選択する自由を侵害されるとともに、本件大学の医学部医学科の入学試験の受験に代えて他の医科大学又は他の大学の医学部の入学試

25

験を受験する機会を喪失させられ、又は制約されるなどして同人らの進路の決定に影響を及ぼしたにとどまらず、本件属性調整によって不利益な取扱いを受けたために不合格とされ、結果として、同人らの期待に反する経済的損失が生じることとなったことも否定できないものであって」、(控訴人らが受けた)「精神的苦痛は、他の原告らと比べてより大きなものであったといわざるを得ない。」とした上で、控訴人9、同14、及び同15につき不合格慰謝料として150万円を認めた。

(2) 上記判示からすれば、一次試験で不合格となった場合よりも精神的苦痛が大きいと認めた理由として、原判決は「同人らの期待に反する経済的損失が生じることとなったこと」を重視しているようである。

(3) しかしながら、控訴人9、同14、及び同15は、本件属性調整によって二次試験(小論文)の得点を実際に減点され、その結果、本来ならば合格と判定されるべきであったにもかかわらず不当に不合格とされたのであり、「不当に不合格とされたこと自体」が、当該控訴人らに多大な精神的苦痛を与えたというべきである。

(4) 例えば、控訴人14(原告33)は、原判決言渡しを前にした心情につき、代理人弁護士に対して以下のとおりコメントを寄せている(甲65)。

「私はセンター利用入試で一度不合格となり、入試差別が発覚した秋頃に、男子だったら合格していたということで、改めて合格をいただきました。

センター利用の場合は、あらかじめ自己採点ができます。自己採点では合格する点数だと認識しており、実際に自分より低い点数での合格者をネット等で観測したのもあり、当時は、きっと自分はマークミスをしたのだとばかり思いました。国立志望だったため、マークミスは命取りです。国立入試に対しても、大きな不安を抱えて過ごすこと

になりました。

5 東京医科大学側は、男女差別があっても多くの受験生は受験していたと仰っています。しかし、そのような差別があることが事前に分かっていたら、絶対受験もしませんでしたし、実際、受験して、受験料、交通費、宿泊費、試験を受ける時間、マークミスをしたかもしれないと怯えて過ごす時間、など無駄にしたものが多かったと痛感します。

お金や、第一志望の入試前の貴重な時間、消耗したメンタルは戻ってきませんが、せめて東京医科大学には、社会的に責任を果たして欲しいと思います。

10 当時受験生だった私も他大学の医学部の5年生になりました。女性医師は増えてきていることを実感するものの、性別役割分業の考えが強いように感じます。「(うちの診療科は)家事や育児との両立も可能です。」と言われる時のターゲットは基本的に女子医学生です。

15 「男子医学生は満遍なく診療科を選ぶが、女子医学生は外科や救急科などの忙しい診療科は選ばない」とも言われていますが、その背景にあるのはむしろ、社会的な面において、女性よりも仕事に専念することができる、男性の特権性だと思っています。

20 これらの不均衡の改善のために必要なのは、女性医師のみならず、男女全体で勤務時間を短くできるような、労働環境や給与、医療制度の改革であって、その進まない改革の皺寄せが、10代の女子受験生に不利益をもたらす結果になるのはあってはなりません。

25 現場の労働生産性も大事ですが、それ以上に人権問題としてやってはいけないことだと思っています。「例えどんなに生産性が良くても奴隷制はダメだ」というと理解を示す人は多いのに、これは分からない人が多いのです。

今回発覚した入試差別は氷山の一角に過ぎないと思います。差別を

必要悪と擁護する人がこれからの医療を改善することはありません。未来の女性医師のみならず男性医師の味方にもなり得ないということです。そのような声に引っ張られず、医師を始めとして、医療界全体で制度や常識を変えていって欲しいと思います」

- 5 (5) また、控訴はしていないが、原告8は原判決言渡し後、代理人弁護士に以下のコメントを寄せた(甲66)。

「東京医大の入試による不正行為が認められたことはとても大事だと思っています。しかし、「不正行為」によって潰された私たちの20代は永遠に帰ってきません。

- 10 その事実が今回の20万円という慰謝料で認められたかどうか疑問を抱きます。改めて、先生方のご尽力を賜り深く感謝申し上げます。」

- (6) 原審における控訴人らの陳述・証言も以下に引用する。

■控訴人9(原告22)

- 15 ・「私はしっかりと合格が頂ける点数を取っていたのです。にも関わらず、大学の操作により落とされ、代わりに私より点数の低かった、「東京医科大学と縁の深かった」人が選ばれたのです。そのことを知ったときは、怒りや悲しみより先に、「返してくれ」という言葉が浮かびました。私の点数を返してくれ、そのためだけに費やした時間を、自信を、お金を全て返してくれと。両親は私以上に傷つき、腹立たしかったことでしょう。当たり前です。ただ娘を信じ支え、一緒に耐え抜いてきた日々を踏みにじられたのですから。」(甲51の10〔4～5頁〕)
- 20
- 25 ・「今更1年生として入学はできないけれど、合格していたのならせめて合格証書を出してほしいと言うと、「入学しないなら合格証書は出せない」と言うのです。大学側が不合格にしておきながらまるで私が入学しないことが悪いかのような、大学側にはまるで非が無いかのような不誠実な態度ばかりでした。私は受験の時のみならず、不正入試が

発覚してなお、不合格扱いされたのです。」(同〔5頁〕)

・「ただ合格のためだけに必死に踏ん張り手を伸ばしてきた受験生と、それを支えてきた人たちの、それまでの思いや時間や希望を、自分たちの都合のいいように点数を操作し不当な差別を行うことで踏みにじったのです。」(同〔6頁〕)

■控訴人14 (原告33)

・「やはり私は合格していたはずだったのです。不合格とされてからずっと抱いていた私の大きな不安は、本当に何だったのでしょうか。私の親も同様に怒りを感じているようでした。医師である父親が怒りを覚えているように見えたことは、医者が全員そのような差別容認の考えではないのだと感じ、安心したりもしました」(甲51の15〔5頁〕)

・「時間も労力が返ってきませんが、せめて、きちんとお金で償って欲しいです」(同〔6頁〕)

■控訴人15 (原告36)

・「不正の実態はあまりにも酷く、10点単位で差がつけられていたことを知り、愕然としたのを今でも覚えています。「もしかしたら自分は、本当は一浪目で東京医大に合格していたのかもしれない、だとすれば現在私が必死に勉強している意味は何なのだろうか、頑張っても自分が『女子』として受験する以上、相応の報いは受けられないのだろうか」といったことが常に頭の中で渦巻きました。11月末、自分が不正入試の被害者であることを知りました。実際に送られてきた合格通知を見ると、嬉しいどころか、人生で感じたことのない怒り、憎しみばかりが沸いてきました。受験を間近に控えたこの状況で、再び精神的に酷く追い詰められました」(甲56〔1頁〕)

・(東京医大の不正入試を知ってどう思ったか)「自分が一次合格はし

5 ていて二次で不合格になっているという身でしたので、もしかしたら自分もそこに該当しているかもしれないというのが最初に浮かびました。それで、そうなったときに、やっぱり自分が女性という性別で受験している以上、相応の努力は報われないんじゃないかという
5 ような不安がすごい当時渦巻いて、混乱したのを記憶しております。」(原告36本人4頁〔17～22行目〕)

10 ・(合格通知を受けた後の説明会について)「東京医大のほうで開かれたその不正入試に関する説明会に足を運んだのですが、そのときなされた説明も余りにひどいものだったので、私としては全く、そうですね、気持ちも全く納得できないですし、余計に怒りと失望が湧いてきたのを覚えております。」(同5頁〔3～6行目〕)

15 ・(もし1浪のときに合格していればどうだったか)「もし不正がなかったとすれば、私が2浪目に費やした1年間の浪人生活はなくてよかったですし、そのときの苦しみだったり労力だったり不要なものとなったはず
15 です。それに伴う怒りや憎しみもなかったはずですし、そう考えると、その違いは1つすごく大きいと思います」(同6頁〔12～17行目〕)

20 (7) 本件属性調整は、性別を理由とした差別であり、公正・公平であるべき入学者選抜の根幹を歪めるものなのであるから、その違法性は著しく重大であり、そのことは慰謝料額の算定にあたって真摯にかつ現段階における社会通念を前提としてしかるべく考慮されなければならない。

25 (8) 以上のとおりであるから、原判決が認めた150万円という金額は著しく低額であり相当ではなく、不合格慰謝料が500万円を下回ることはないというべきである。

第3 結論

以上のとおりであるから、控訴人らの請求が認容されるべきである。

以上

証拠方法 証拠説明書（甲 6 2 ないし 6 6）記載のとおり。

附属書類 甲各号証

控訴人 番号	一審におけ る原告番号	受験年度		試験種別	損害項目							損害計	弁護士費用 相当額	請求額	遅延損害金起算日	
					受験慰謝料	不合格慰謝料	入学検定料	交通費	宿泊費	納付金差額	逸失利益					予備校費用
1	1	平成18年度	2006	一般入試	2,000,000	0	60,000	2,200	0	0	0	0	2,062,200	206,220	2,268,420	平成18年4月1日
2	4	平成24年度	2012	一般入試	2,000,000	0	60,000	638	0	0	0	0	2,060,638	206,064	2,266,702	平成24年4月1日
		平成25年度	2013	一般入試	2,000,000	0	60,000	1,276	0	0	0	0	2,061,276	206,128	2,267,404	平成25年4月1日
3	6	平成25年度	2013	一般入試	2,000,000	0	60,000	620	0	0	0	0	2,060,620	206,062	2,266,682	平成25年4月1日
4	11	平成27年度	2015	一般入試・センター利用	2,000,000	0	100,000	400	0	0	0	0	2,100,400	210,040	2,310,440	平成27年4月1日
		平成28年度	2016	一般入試・センター利用	2,000,000	0	100,000	400	0	0	0	0	2,100,400	210,040	2,310,440	平成28年4月1日
5	12	平成27年度	2015	一般入試	2,000,000	0	60,000	800	0	0	0	0	2,060,800	206,080	2,266,880	平成27年4月1日
		平成28年度	2016	一般入試・センター利用	2,000,000	5,000,000	100,000	800	0	7,307,000	0	0	14,407,800	1,440,780	15,848,580	平成28年4月1日
6	15	平成27年度	2015	一般入試	2,000,000	0	60,000	1,944	0	0	0	0	2,061,944	206,194	2,268,138	平成27年4月1日
		平成28年度	2016	一般入試	2,000,000	0	60,000	3,888	0	0	0	0	2,063,888	206,389	2,270,277	平成28年4月1日
		平成29年度	2017	一般入試	2,000,000	0	60,000	1,944	0	0	0	0	2,061,944	206,194	2,268,138	平成29年4月1日
7	16	平成27年度	2015	一般入試	2,000,000	0	60,000	21,780	10,000	0	0	0	2,091,780	209,178	2,300,958	平成27年4月1日
8	21	平成28年度	2016	一般入試・センター利用	2,000,000	0	100,000	638	0	0	0	0	2,100,638	210,064	2,310,702	平成28年4月1日
		平成29年度	2017	一般入試・センター利用	2,000,000	0	0	846	0	0	0	0	2,000,846	200,085	2,200,931	平成29年4月1日
		平成30年度	2018	一般入試	2,000,000	0	0	846	0	0	0	0	2,000,846	200,085	2,200,931	平成30年4月1日
9	22	平成28年度	2016	一般入試	2,000,000	0	60,000	1,296	0	0	0	0	2,061,296	206,130	2,267,426	平成28年4月1日
		平成29年度	2017	一般入試・センター利用	2,000,000	5,000,000	100,000	2,592	0	7,307,000	0	0	14,409,592	1,440,959	15,850,551	平成29年4月1日
10	24	平成28年度	2016	一般入試・センター利用	2,000,000	0	100,000	680	0	0	0	0	2,100,680	210,068	2,310,748	平成28年4月1日
		平成29年度	2017	一般入試・センター利用	2,000,000	0	100,000	1,360	0	0	0	0	2,101,360	210,136	2,311,496	平成29年4月1日
11	28	平成29年度	2017	一般入試・推薦入試	2,000,000	0	0	1,848	0	0	0	0	2,001,848	200,185	2,202,033	平成29年4月1日
12	29	平成30年度	2018	一般入試	2,000,000	0	0	1,278	0	0	0	0	2,001,278	200,128	2,201,406	平成30年4月1日

13	32	平成30年度	2018	一般入試・センター利用	2,000,000	0	100,000	1,420	9,000	0	0	0	2,110,420	211,042	2,321,462	平成30年4月1日
14	33	平成30年度	2018	一般入試・センター利用	2,000,000	5,000,000	0	219,416	57,000	0	0	0	7,276,416	727,642	8,004,058	平成30年4月1日
15	36	平成29年度	2017	一般入試	2,000,000	0	0	420	0	0	0	3,102,840	5,103,260	510,326	5,613,586	平成29年4月1日
		平成30年度	2018	一般入試	2,000,000	5,000,000	0	420	0	0	11,610,800	0	18,611,220	1,861,122	20,472,342	平成30年4月1日
16	39	平成26年度	2014	一般入試	2,000,000	0	60,000	440	0	0	0	0	2,060,440	206,044	2,266,484	平成26年4月1日

総計 **113,447,213**